

亀山市告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月14日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

山下町自治会

2 変更があった事項及びその内容

規約に定めた解散の事由

変更前 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

変更後 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

3 変更の年月日

平成27年1月18日

4 変更の理由

地方自治法の一部改正による